

福山城福寿会館、ふくやま美術館及びふくやま芸術文化ホールにおける各喫茶室それぞれの運営事業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）8月27日

福山市長 枝 広 直 幹



1 概要

- (1) 件 名 福山城福寿会館、ふくやま美術館及びふくやま芸術文化ホールにおける喫茶室運営事業
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとして覚書を締結し、協議により覚書を更新する。更新期限は最長で、2031年（令和13年）3月31日までとする。
また、事業者は、喫茶室の設置場所について覚書とは別に行政財産の使用許可を受けることとし、行政財産の使用許可期間は原則1年以内であることから、事業者は年度ごとに許可の更新を行うこととする。

2 参加資格条件及び評価基準

(1) 企画提案書の提出者の資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 法人格を有する企業、団体等であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っているもの（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ この公告の日から使用許可の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- オ 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- カ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- キ 2024年（令和6年）4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- ク 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号の規定に該当する者でないこと。
- ケ その他福山市長が不適格と認める事由を有しないこと。

(2) 提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙「福山城福寿会館、ふくやま美術館及びふくやま芸術文化ホールにおける喫茶室運営事業企画提案内容及び評価項目」のとおり。

3 運営候補者の特定

福山城福寿会館、ふくやま美術館及びふくやま芸術文化ホールにおける喫茶室運営事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い順に、市長が本件の運営候

補者1名、次順位者1名を特定する。

4 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号(本庁舎12階)

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電 話：084-928-1117

FAX：084-928-1736

E-mail：bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025年(令和7年)8月27日(水)
実施要領等の配付期間	公告の日から同年9月12日(金)まで
現地確認	2025年(令和7年)9月8日(月)
質問書受付期間	公告の日から同年9月10日(水)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年(令和7年)9月12日(金)までに適宣、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年9月12日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知	2025年(令和7年)9月16日(火)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)9月16日(火)から 同年9月26日(金)午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)10月2日(木)
審査結果の通知	2025年(令和7年)10月10日(金)

5 その他

詳細は、募集要項に定めるところによる。